



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

422	収納員の身分証明書の無効	(税務課).....	2
423	和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料(管財課).....		2
424	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
425	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	3
426	〃	(〃).....	3
427	生活保護法による医療機関の指定	(〃).....	3
428	〃	(〃).....	4
429	指定一般相談支援事業者の廃止	(障害福祉課).....	4
430	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(〃).....	4
431	指定自立支援医療機関の指定	(〃).....	5
432	〃	(〃).....	5
433	〃	(〃).....	5
434	〃	(〃).....	5
435	〃	(〃).....	6
436	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
437	道路の供用開始	(〃).....	6
438	道路の区域変更	(〃).....	7
439	道路の供用開始	(〃).....	7
440	道路の区域変更	(〃).....	7
441	道路の供用開始	(〃).....	8
442	道路の位置の指定	(都市政策課).....	8
443	漁港漁場整備法による特定漁港施設の運営の事業認定申請	(港湾空港課).....	8

○ 公安委員会告示

16	警備員指導教育責任者講習の実施	9
----	-----------------	-------	---

○ 選挙管理委員会告示

34	政治団体の届出事項の異動の届出	13
35	資金管理団体の届出事項の異動の届出	14
36	資金管理団体の指定の取消しの届出	14
37	政治団体の解散の届出	14
38	政治団体の収支報告書の要旨	15
39	政治団体の設立の届出	19
40	政治団体の収支報告書の要旨	20
41	平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第21号(衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨)の一部改正	20

○ 海区漁業調整委員会指示

1	まき餌船釣り等の禁止等	21
---	-------------	-------	----

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) 22
 " (") 22
 " (") 22

○ 諸報

和歌山県収用委員会公示送達 23

告 示

和歌山県告示第422号

次の和歌山県収納員身分証明書は、紛失日以降これを無効としたので、和歌山県税収入事務規程（昭和39年和歌山県訓令第16号）第21条第4項の規定により公告する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

証 票 名	番 号	氏 名	紛失年月日
和歌山県収納員身分証明書	1797	大谷真一朗	平成25年3月25日

和歌山県告示第423号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第33項の表備考1の規定に基づき、東京都所在行政財産の土地使用料を次のように定め、平成25年5月1日から施行する。

平成23年和歌山県告示第302号（和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料）は、平成25年5月1日をもって廃止する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

東京都所在行政財産の土地使用料

使 用 目 的		単 位	使 用 料		
			特別区	市	町村
電柱（電話柱を含む。）、支柱、支線		1本1年につき	11,592円	2,364円	48円
水道管、ガス管その他の地下埋設物	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	2,064円	420円	12円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	5,172円	1,056円	24円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	10,356円	2,112円	48円

備考

- 1 使用期間が1年に満たないとき又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 2 長さが1メートルに満たないとき又は長さに1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。

和歌山県告示第424号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、

同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年6月3日まで縦覧に供する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年4月1日

2 名称

特定非営利活動法人高田

3 代表者の氏名

大嶋邦嗣

4 主たる事務所の所在地

和歌山県新宮市高田大野尻1981番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高田地区住民に対して、農業や環境に関する事業を行い、高田地区全体の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第425号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南薬 23-15	ヒカタ薬局	海南市日方1271-13	平成 25. 2. 28

和歌山県告示第426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南薬 26-16	株式会社第一薬局日方	海南市日方1272-84	平成 25. 2. 28

和歌山県告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南薬 42-24	株式会社第一薬局日方	海南市日方1521-3	平成 25. 3. 1

和歌山県告示第428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南薬 43-24	ヒカタ薬局	海南市日方1521-6	平成 25. 3. 1

和歌山県告示第429号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので公示する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	一 般 相 談 支 援 の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3031400 025	社会福祉法人海 南市社会福祉協 議会	海南市日方1519 番地10 海南市 海南保健福祉セ ンター1階	地域移行支援 ・地域定着支 援	特定無し	社会福祉法人海 南市社会福祉協 議会	海南市日方1519 番地10 海南市 海南保健福祉セ ンター1階	平成 25. 3. 31
3031800 018	きのかわ福祉会 障害児者相談支 援事業	岩出市宮71-1	地域移行支援 ・地域定着支 援	特定無し	社会福祉法人き のかわ福祉会	岩出市根来1557 番地	平成 25. 3. 31
3031700 028	みんなの家	岩出市東坂本69 -1	地域移行支援 ・地域定着支 援	身体障害者 知的障害者 障害児	特定非営利活動 法人ロッツ	紀の川市古和田 719-1	平成 25. 3. 31
3031700 523	社会福祉法人山 水会サンパル	紀の川市粉河41 63-2	地域移行支援 ・地域定着支 援	身体障害者 知的障害者 障害児	社会福祉法人山 水会	紀の川市粉河41 68	平成 25. 3. 31
3031500 188	相談支援事業所 歩（あゆむ）	有田市宮原町須 谷487-3	地域移行支援 ・地域定着支 援	特定無し	株式会社日進月 歩	有田市宮原町須 谷487-3	平成 25. 3. 31
3032410 031	相談支援センタ ーこすもす	西牟婁郡白浜 町2927番地の 219	地域移行支援 ・地域定着支 援	特定無し	社会福祉法人白 浜コスモス福祉 会	西牟婁郡白浜町 2927番地の219	平成 25. 3. 31

和歌山県告示第430号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の

規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250332	ホームヘルパー夢愛美	田辺市湊1184-15	居宅介護 重度訪問介護	株式会社夢愛美	田辺市湊1184-15	平成 25.4.5

和歌山県告示第431号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指定年月日
ジャパンファーマシー薬局海南店	海南市日方1521-1 ピア・ビル1階	—	酒井康弘	平成 25.4.1

和歌山県告示第432号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指定年月日
コスモファーマ薬局井ノ口店	紀の川市貴志川町井ノ口1576番地1	—	岩田保宏	平成 25.4.1

和歌山県告示第433号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社一哲	有田郡有田川町天満86-1	訪問看護ステーションメンタルサポート	平成 25.4.1

和歌山県告示第434号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
コスモファーマ薬局井ノ口店	紀の川市貴志川町1576番地	岩田保宏	平成 25. 4. 1

和歌山県告示第435号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ジャパンファーマシー薬局海南店	海南市日方1521-1 ピア・ビル1階	酒井康弘	平成 25. 4. 1

和歌山県告示第436号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字田口字岩崎 142番2地先から同町大字田口字 中尾141番1地先まで	旧	7.05 } 13.65	121.34	
同上	新	18.09 } 27.80	121.34	

和歌山県告示第437号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字田口字岩崎142番2地先から同町大字田口字中尾141番1地先まで

供用開始の期日 平成25年4月12日

和歌山県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沓掛糸我線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田市宮原町道字中溝259番1地先から同市宮原町道字中溝262番1地先まで	旧	3.05 } 3.61	16.83	
同上	新	3.05 } 6.64	16.83	

和歌山県告示第439号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 沓掛糸我線

供用開始の区間 有田市宮原町道字中溝259番1地先から同市宮原町道字中溝262番1地先まで

供用開始の期日 平成25年4月12日

和歌山県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

有田郡広川町大字上津木字石塚762番3地先から同町大字上津木字石塚831番1地先まで	旧	4.84 ） 11.40	249.00	
同上	新	8.59 ） 20.92	249.00	

和歌山県告示第441号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 有田郡広川町大字上津木字石塚762番3地先から同町大字上津木字石塚831番1地先まで

供用開始の期日 平成25年4月12日

和歌山県告示第442号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3219	西牟婁郡白浜町堅田字高山2578番207の一部、2578番209の一部	大阪市天王寺区上本町5丁目2番11号 新興産ビル株式会社 代表取締役 友田松三	平成 25. 3. 29	6.00	15.30
				6.00	14.00

和歌山県告示第443号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2第1項の規定により、次のとおり特定漁港施設の運営の事業認定申請書の提出があったので、同条第3項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課及び西牟婁振興局建設部において、告示の日から起算して1週間公衆の縦覧に供する。

なお、この特定漁港施設の運営の事業認定に関し当該漁港の適正な運営の確保の見地から意見を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、漁港管理者に意見書を提出することができる。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 申請者の氏名又は名称
徳島県徳島市不動本町3丁目1645番地
株式会社岸化学 代表取締役 岸佐江子
- 特定漁港施設の運営の事業の名称
田辺漁港江川地区衛生管理高度化事業

3 特定漁港施設の運営の事業の内容

田辺漁港で水揚げされた漁獲物（水産物加工残渣等）と周辺漁港等の漁獲物（水産物加工残渣等）を集約し、漁港内に適地を確保することで、漁獲物（水産物加工残渣等）の早期収集や性状変化を抑制する加工を速やかに行うなど、鮮度を保持した状態でその物をレンダリング処理場に出荷することができる。その結果、より優良なリサイクル製品（魚油、魚粉等）に加工が可能となる。

また、これらにより、田辺漁港はもとより周辺地域漁港等の衛生面の向上を図り衛生管理の高度化に資する。

4 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模、構造

特定漁港施設名	規模	構造
水産物冷凍加工施設	432.35㎡	鉄筋コンクリート造り2階建て
加工処理施設	543.58㎡	鉄骨平屋建て
施設用地	1,260.13㎡	

5 貸付期間及び利用形態

(1) 貸付期間

平成25年5月1日から平成35年3月31日まで

(2) 利用形態

基本的には、貸付けを受ける施設の現状を変更することなく使用する。ただし、経年劣化及び塩害等により腐蝕し、施設の利使用上、安全が確保できない箇所は、貸付けを受けた後、借受人において修繕する。

6 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項

申請者は平成24年11月13日に法人設立されたものであり、役員の一である岸小三郎は個人事業主（岸化学）として、平成21年3月26日から当該施設を県から賃借し同様の事業を行っていた。

今回、岸化学が法人化したことにより、新たに認定申請書を提出したものである。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第16号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年4月12日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	平成25年7月3日（水）から同月12日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛（合同実施）	30名
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	平成25年7月8日（月）から同月12日（金）までの5日間		
法第2条第1項第4号の業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（4号）」とい	平成25年7月3日（水）から同月12日（金）までの土曜日、日曜日及び火曜日を除	同上	10名

う。)	<7日間		
4号警備業務に係る講習で、2の(4)に掲げる者を対象とするもの(以下「追加取得講習(4号)」という。)	平成25年7月10日(水)から同月12日(金)までの3日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習(1号)

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習(1号)

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習(4号)

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

(4) 追加取得講習(4号)

4号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上で

あるもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成25年5月21日（火）から同月23日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込み受付

(1)により、受講予定者となった者は、平成25年5月27日（月）から同月29日（水）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込み時の注意事項

ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込み時の必要書類

(1) 新規取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（1）のイに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「1号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

（イ）2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（1）のエに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（1）のカに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4セ

ンチメートルのもの）を貼付すること。

イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のイに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のオに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のイに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のウに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(3) 新規取得講習（4号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「4号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

(4) 追加取得講習（4号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 4号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(5) (1) から (4) に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のイ、ウ、オ若しくは2の(2)のイ、ウ、オ又は2の(3)若しくは2の(4)に該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のイ、2の(2)のイ、2の(3)又は2の(4)に該当する者にあつては、(1)のウのイ、(2)のウのイ、(3)のイ又は(4)のウに掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

(1) 新規取得講習（1号） 47,000円

(2) 追加取得講習（1号） 23,000円

(3) 新規取得講習（4号） 34,000円

(4) 追加取得講習（4号） 10,000円

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課営業許可係

電話番号：073-423-0110(内線3058、3059)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年4月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
自由民主党下津町支部	主たる事務所の所在地	海南市下津町上563-2	海南市下津町下津444-2	H25.1.25	政党	
	代表者	尾崎要二	若林康弘			
	会計責任者	川口政夫	武田誠之			
鶴保庸介後援会連合会	主たる事務所の所在地	和歌山市太田3丁目7-1 2 ヤマイチ第一ビル1F	和歌山市広道20 第3 田中ビル2F	H25.2.1	政治団体	
自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部	主たる事務所の所在地	和歌山市太田3丁目7-1 2 ヤマイチ第一ビル1F	和歌山市広道20 第3 田中ビル2F	H25.2.1	政党	
栄和会(宇治田栄蔵後援会)	主たる事務所の所在地	和歌山市南汀丁1	和歌山市南汀丁6	H25.2.4	政治団体	
自由民主党和歌山県和歌山市第五支部	主たる事務所の所在地	和歌山市南汀丁1	和歌山市南汀丁6	H25.2.4	政党	
吉本かんよう後援会	主たる事務所の所在地	岩出市山194番地の14	岩出市山20番地の1	H25.2.7	政治団体	
	代表者	宮井靖輝	高瀬日出海			
紀栄会	主たる事務所の所在地	和歌山市南汀丁1	和歌山市南汀丁6	H25.2.12	政治団体	
水口崇後援会	代表者	梶川誠	覚前一郎	H25.2.14	政治団体	
武田丈夫後援会	主たる事務所の所在地	東牟婁郡古座川町潤野 334番地	東牟婁郡古座川町潤野 555番地	H25.2.15	政治団体	
公明党和歌山県本部	代表者	角田秀樹	西博義	H25.2.18	政党	

	会計責任者	中拓哉	角田秀樹			
和歌山県理容政治連盟	会計責任者	丸山卓也	本田日出夫	H25. 2. 25	政治団体	
岡本庄三後援会	主たる事務所の所在地	日高郡印南町山口756	日高郡印南町山口1439	H25. 2. 25	政治団体	
	代表者	岡本英之	依岡正憲			
	会計責任者	森本崇司	岡本英之			
きただ健治後援会	代表者	野村卓司	田上雅人	H25. 2. 27	政治団体	
	会計責任者	濱本真彰	白木克忠			
仁坂吉伸白浜後援会	代表者	井潤誠	長野荘一	H25. 2. 28	政治団体	
自由民主党和歌山県田辺市第二支部	会計責任者	稲垣雄司	白木克忠	H25. 2. 28	政党	

和歌山県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年4月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
宇治田栄蔵	和歌山県議会議員	栄和会（宇治田栄蔵後援会）	主たる事務所の所在地	和歌山市南汀丁1	和歌山市南汀丁6	平成25. 2. 4

和歌山県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年4月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
西博義	衆議院議員	西博義後援会	和歌山市楠右衛門小路11 谷口ビル3F	西博義	平成25. 2. 19

和歌山県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、

同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年4月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党下津町支部	尾崎要二	平成25.2.1	平成25.2.1
小谷一郎後援会	間所熊一	平成25.2.7	平成25.2.7
民主党和歌山県第2区総支部	阪口直人	平成25.1.16	平成25.2.13
西博義後援会	西博義	平成25.1.31	平成25.2.19
山下久美子後援会	米山庸二	平成25.2.15	平成25.2.20
吉本忠義後援会	小川一三	平成24.12.23	平成25.2.20
にかい俊博和歌山新風会新春有志のつどい実行委員会	山本善昭	平成25.2.19	平成25.2.20
西博義友の会	南徹治	平成25.1.31	平成25.2.27
田中昭彦後援会	玉井尚	平成25.2.27	平成25.2.28

和歌山県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年4月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書（平成19年分）の要旨

（単位：円）

自由民主党下津町支部

報告年月日 25.02.01

1 収入総額	1,015,449	
前年繰越額	962,152	
本年收入額	53,297	
2 支出総額	0	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費	(51人)	52,200
その他の収入		1,097
一件十万円未満のもの		1,097

政治団体の収支報告書（平成20年分）の要旨

自由民主党下津町支部

報告年月日 25.02.01

1 収入総額	1,024,230
前年繰越額	1,015,449

本年收入額	8,781	
2 支出総額	<u>0</u>	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費	(6人)	7,200
その他の収入	1,581	
一件十万円未満のもの	1,581	

政治団体の収支報告書（平成21年分）の要旨

自由民主党下津町支部

報告年月日 25.02.01

1 収入総額	<u>1,024,944</u>
前年繰越額	1,024,230
本年收入額	714
2 支出総額	<u>0</u>
3 本年收入の内訳	
その他の収入	714
一件十万円未満のもの	714

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

自由民主党下津町支部

報告年月日 25.02.01

1 収入総額	<u>1,025,251</u>
前年繰越額	1,024,944
本年收入額	307
2 支出総額	<u>0</u>
3 本年收入の内訳	
その他の収入	307
一件十万円未満のもの	307

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

自由民主党下津町支部

報告年月日 25.02.01

1 収入総額	<u>1,025,419</u>
前年繰越額	1,025,251
本年收入額	168
2 支出総額	<u>0</u>
3 本年收入の内訳	
その他の収入	168
一件十万円未満のもの	168

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

自由民主党下津町支部

報告年月日 25.02.01

1 収入総額	<u>1,025,583</u>
前年繰越額	1,025,419
本年收入額	164
2 支出総額	<u>0</u>
3 本年收入の内訳	
その他の収入	164
一件十万円未満のもの	164

小谷一郎後援会

報告年月日 25.02.07

1 収入総額	<u>0</u>
2 支出総額	<u>0</u>

民主党和歌山県第 2 区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号
 公職の候補者の氏名 阪口 直人
 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員
 報告年月日 25.02.13

1	収入総額	18,081,437	
	前年繰越額	1,543,437	
	本年収入額	16,538,000	
2	支出総額	15,853,123	
3	本年収入の内訳		
	個人の党費・会費	(474人)	538,000
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	16,000,000	
	民主党本部	16,000,000	
4	支出の内訳		
	経常経費	11,080,744	
	人件費	6,193,471	
	光熱水費	134,107	
	備品・消耗品費	1,598,903	
	事務所費	3,154,263	
	政治活動費	4,772,379	
	組織活動費	1,385,510	
	機関紙誌の発行その他の事業費	352,114	
	宣伝事業費	352,114	
	調査研究費	34,755	
	その他の経費	3,000,000	

西博義後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 西 博義
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員
 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号
 公職の候補者の氏名 西 博義
 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員
 報告年月日 25.02.19

1	収入総額	1,771,629	
	前年繰越額	1,435,355	
	本年収入額	336,274	
2	支出総額	1,592,556	
3	本年収入の内訳		
	寄附	336,000	
	個人からの寄附	336,000	
	その他の収入	274	
	一件十万円未満のもの	274	
4	支出の内訳		
	経常経費	1,500,656	
	光熱水費	6,000	
	備品・消耗品費	990,153	
	事務所費	504,503	
	政治活動費	91,900	
	組織活動費	16,000	
	調査研究費	75,900	
5	寄附の内訳		
	(個人からの寄附)		
	榎本 恵一	33,000	新宮市
	岡本 政仁	110,000	和歌山市
	阪口 昌子	33,000	海南市
	平 功一郎	110,000	上富田町
	眞砂 浩和	50,000	和歌山市

山下久美子後援会

報告年月日 25.01.15

1	収入総額	1,093
	前年繰越額	1,093
2	支出総額	1,093
3	支出の内訳	
	経常経費	1,093
	事務所費	1,093

吉本忠義後援会

報告年月日 25.02.20

1	収入総額	0
2	支出総額	0

にかい俊博和歌山新風会新春有志のつどい実行委員会

報告年月日 25.02.20

1	収入総額	0
2	支出総額	0

西博義友の会

報告年月日 25.02.27

1	収入総額	315,312
	前年繰越額	315,281
	本年收入額	31
2	支出総額	77,825
3	本年收入の内訳	
	その他の収入	31
	一件十万円未満のもの	31
4	支出の内訳	
	経常経費	70,195
	光熱水費	6,000
	備品・消耗品費	10,195
	事務所費	54,000
	政治活動費	7,630
	組織活動費	7,630

田中昭彦後援会

報告年月日 25.02.28

1	収入総額	2,490
	前年繰越額	2,490
2	支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨

自由民主党下津町支部

報告年月日 25.02.01

1	収入総額	1,025,583
	前年繰越額	1,025,583
2	支出総額	0

小谷一郎後援会

報告年月日 25.02.07

1	収入総額	0
2	支出総額	0

民主党和歌山県第2区総支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 阪口 直人

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 25.02.13

1	収入総額	2,228,314
	前年繰越額	2,228,314

2 支出総額	2,228,314
3 支出の内訳	
政治活動費	2,228,314
寄附・交付金	1,319,659
その他の経費	908,655

西博義後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 西 博義
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 衆議院議員
 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号
 公職の候補者の氏名 西 博義
 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員
 報告年月日 25.02.19

1 収入総額	179,073
前年繰越額	179,073
2 支出総額	179,073
3 支出の内訳	
経常経費	76,564
備品・消耗品費	23,624
事務所費	52,940
政治活動費	102,509
寄附・交付金	102,509

山下久美子後援会

報告年月日 25.02.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

にかい俊博和歌山新風会新春有志のつどい実行委員会

報告年月日 25.02.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西博義友の会

報告年月日 25.02.27

1 収入総額	237,487
前年繰越額	237,487
2 支出総額	196,051
3 支出の内訳	
経常経費	69,051
備品・消耗品費	33,415
事務所費	35,636
政治活動費	127,000
組織活動費	16,000
機関紙誌の発行その他の事業費	111,000
その他の事業費	111,000

田中昭彦後援会

報告年月日 25.02.28

1 収入総額	2,490
前年繰越額	2,490
2 支出総額	2,490
3 支出の内訳	
経常経費	2,490
備品・消耗品費	2,490

和歌山県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年4月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
共生橋本の会	平井孝郎	正野義一	橋本市胡麻生465-3	平成 25.2.4
自由民主党下津町支部	尾崎要二	川口政夫	海南市下津町上563-2	平成 25.2.8
せこう弘成清水後援会	岡本康平	松田功	有田郡有田川町二川734の3	平成 25.2.19
市木久雄後援会	熊谷重美	柏木己千雄	日高郡日高川町高津尾624-1	平成 25.2.19
あだちこうじ後援会	藪言方	栗山秀教	田辺市高雄3丁目27番7号	平成 25.2.26

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成23年分）を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年4月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

（単位：円）

由良祥治後援会

報告年月日 25.01.23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による平成24年12月16日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第21号（衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

平成25年4月12日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

収支報告書の要旨のうち、候補者門博文の収入の欄中 「自由民主党 政党
自由民主党和歌山県第一選挙区支部 政党支

部 5,000,000円 を「自由民主党和歌山県第一選挙区支部 政党支部 9,000,000円」に訂正する。

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、和歌山県海面における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

平成25年4月12日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本 秀春

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- 3 この指示の有効期間は、平成25年4月24日から平成26年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名（免許番号） 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合 (和共第21号)	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで
西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市千田地先	代表者 狗巻吉明ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	代表者 永田一仁ほか1名 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	弁天前定置水産株式会社 (和定第9号)		
	弁天前定置水産株式会社 (和定第10号)		周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者 和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)		10月20日から翌年6月30日まで
東牟婁郡太地町地先	太地水産共同組合 (和定第12号)		10月20日から翌年6月30日まで
	太地水産共同組合 (和定第13号)		5月1日から12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)		10月20日から翌年7月31日まで

別掲1

和共第21号の区域のうち次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域

番号	緯度（北緯）	経度（東経）
ア	基点第174号（日高郡日の御崎に設置した標識）	

	33度52.86分	135度03.48分
イ	基点第173号（日高郡日の御崎大倉礁頂上に設置した標識）	
	33度52.83分	135度03.35分
ウ	33度52.71分	135度02.78分
エ	33度52.38分	135度03.09分
オ	33度52.35分	135度03.49分
カ	33度52.92分	135度06.33分
キ	33度53.38分	135度06.53分
ク	33度53.51分	135度06.53分

(数値はいずれも世界測地系)

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における次のア、イ、ウの各点を中心とする半径500mの範囲

番号	緯度（北緯）	経度（東経）
ア	33度35.91分	135度19.39分
イ	33度35.16分	135度21.49分
ウ	33度34.68分	135度20.92分

(数値はいずれも世界測地系)

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画特別用途地区の変更
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

白浜町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画公園（2・2・4号湯崎公園）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

白浜町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年4月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画公園（5・5・1号白浜海岸公園）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成25年5月2日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成25年4月12日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 事件名
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事（和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九淵字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで）並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事に係る土地収用事件
- 2 送達すべき書類の名称
平成25年3月28日付け和収第20号「裁決書の正本の送達について」
- 3 送達を受けるべき者
岩本嘉四郎
（登記記録記載住所 和歌山県西牟婁郡日置川町大字大古626番地（現行政区の住所表記 和歌山県西牟婁郡白浜町大古626番地））
融通講
（登記記録記載住所 和歌山県西牟婁郡日置町大字日置62番地（現行政区の住所表記 和歌山県西牟婁郡白浜町日置62番地））